

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	飯野地区	令和2年12月7日	令和2年12月7日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	199ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	141ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	65ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28ha
(備考) 本地区は、平場の水田地帯で、3人の中心経営体で主穀中心に生産が行われている。	

### 2 対象地区の課題

現在は各集落ごとに中心経営体が存在し農地を借り受け、ゾーニングができていますが、後継者未定の中心経営体もいるため、農業の継続が不可能となった場合などに、農業者が不在となった農地の遊休化や荒廃化が懸念される。利用権設定されていない農地が多く存在する。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業者が不在となった農地は、他の中心経営体や各農家で円滑に経営継承が行われるよう、中心経営体間及び各農家間で農地調整が行える体制づくりを図る。
---

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、316筆、452,728㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な経営継承を行えるよう、現在の相対による利用権設定及び農作業受委託契約の契約期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替え、中心経営体への貸付けを進めていく。